

Ⅸ 政治団体の会計処理

規正法では、政治団体の会計責任者は、会計帳簿を備え、これに当該政治団体に係る全ての収入及び支出並びに金銭等の運用に関する事項を記載しなければならないと規定しています（規正法9条①）。

1 「渡切り」の方法による支出の禁止

政治団体の経費の支出は、当該政治団体の役職員又は構成員に対する渡切りの方法によっては、することができないものとされています。（規正法8条の2の2）

「渡切りの方法」による「経費の支出」について特段の定義はありませんが、令和6年の改正法の法案審議においては、

- ①政治団体の役職員又は構成員に対する支出
- ②政治団体が決定した一定の活動に使用すべき義務を負うもの
- ③支出を受けた者の責任及び計算において使用することができ、精算や返納が不要なもの

といった性格を有するものを意味するとの考えが示されておりますが、実態に応じて各政治団体において判断されるものです。

また、政治団体の収支については、「真実の記載をしなければならず、収支の状況を明らかにしないようにするため支出の相手方として政治団体の役職員又は構成員を記載する等政治活動の公明の確保に支障を及ぼすような記載をしてはならない」とされています（規正法2条③）。

2 会計帳簿の備付及び記載義務

政治団体の会計責任者は、団体の収入、支出及び金銭等の運用に関する事項について記載する帳簿を備え、それらに当該団体の全ての収入及び支出等について記載し、管理することになっています。

また、規正法では、代表者若しくは会計責任者と意思を通じて当該政治団体のために寄附を受け、又は支出をした者は、7日以内に明細書を会計責任者に提出しなければならない（規正法10条①）とされております。

(1) 会計帳簿

会計帳簿の種類は、「収入簿」、「支出簿」及び「運用簿」の三種類（規正規則6条）で、この様式及び記載要領を参考に各政治団体の会計責任者が作成、管理します。様式及び記載の方法については、105ページ「3 収入簿・支出簿・運用簿の様式」（13号様式）、109ページ「4 収入簿・支出簿・運用簿の記載要領」を参照してください。

(2) 政治資金に係る金銭等の運用

政治団体が「その有する金銭等（現金及び有価証券）」を運用する場合や公職の候補者が政党から受けた「政治活動に関する寄附その他の政治資金に係る金銭等（自己資産や政治活動以外の活動による収入を除く。）」を運用する場合、①金融機関への預金又は貯金、②国債証券等、③金銭信託で元本補てん契約のあるもの以外は禁止されています（規正法 8 条の 3）。

(3) 会計帳簿及び領収書の保存

政治団体の会計責任者は、会計帳簿、明細書、領収書等及び振込明細書を、収支報告書の要旨が公表された日から 3 年間保存しなければなりません（規正法 16 条①）。国会議員関係政治団体の会計責任者は、上記に加えて領収書等を徴し難かった支出の明細書等、残高確認書、差額説明書を保存しなければなりません（規正法 19 条の 11③）。

(4) 通常政治団体の支出とならないもの

ア 公職の候補者の選挙運動費用

公職の候補者の選挙運動に関するものは、公選法に基づく「選挙運動費用収支報告書」へ記載されるものをいいます。

この選挙運動費用収支報告書は、公職の候補者（又は出納責任者）が当該選挙を管理した選挙管理委員会に対し、選挙後 15 日以内に提出するものです。

したがって、選挙運動費用収支報告書に記載した経費は、政治団体の会計とは別になりますので、ご注意ください。

政治団体が計上するのは当該団体に関する収入及び支出に限られます。

ただし、当該団体が選挙期間中、確認団体（92 ページ参照）となった場合に、当該選挙に関し政治活動として支出したものは選挙関係費として計上することになっています。

※ 選挙関係費としての支出

一般的には、確認団体となった団体以外の政治団体は、政治活動を行う団体ですので、政治団体自身が選挙運動をし、その経費を計上することはありえないと考えられます。したがって、「陣中見舞」・「公認料」・「推薦料」等の名目での金銭等又は物品等の寄附（「利益の供与＝無償提供といえます。」を含む。）として公職の候補者自身（又は出納責任者）へ供与した場合に限られます。

イ 供託金

公職の候補者が拠出する供託金は、公職の候補者が供託すべきものであるため、通常、政治団体が支出することはありません。

ただし、国政選挙において、候補者届出政党又は名簿届出政党等が供託する供託金を除きます。

3 政治団体の収支報告書

規正法は、政治団体の会計責任者に、毎年当該政治団体の収入・支出等を記載した報告書（収支報告書）を作成し、提出することを義務付けています（規正法 12 条①）。

また、政治団体を解散するときは、解散の日までの収支報告書を、会計責任者及び代表者の連名で提出する必要があります。

収支報告書の記載等詳細については、113～144 ページ「X 収支報告書の提出と記載例」を参照してください。

(1) 収支報告書の様式及び記載例

収支報告書には、資金管理団体及び国会議員関係政治団体は人件費を除く支出について、それ以外の政治団体（政党支部を含む。）は政治活動費の支出について、各項目別に内訳を人件費を除く経常経費は（その 14）に、政治活動費は（その 15）にそれぞれ記載して報告することになっています（129～134 ページ参照）。

(2) 収支報告書に添付する領収書等の写し

政治団体は政治活動費の支出のうち「5 万円以上」の支出について、また、「資金管理団体」は経常経費（人件費を除く。）及び政治活動費の支出のうち「5 万円以上」の支出について、さらに、「国会議員関係政治団体」は経常経費（人件費を除く。）及び政治活動費の支出のうち「1 万円超」の支出について、明細を記載し、その明細についての領収書等の写し（複写機により A 4 用紙に複写）を添付することになっています。

なお、領収書を受けること等ができない支出（自販機で購入した場合、振込の方法による支出、無償提供による支出など社会通念上領収書等を徴しがたい場合）は、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」（15 号様式）に記載します。

また、金融機関の振込などの明細書（受領書）を領収書に代えて収支報告書に添付する際には、併せて

① 「領収書等を徴し難かった支出の明細書」（15 号様式）

② 「振込明細書に係る支出目的書」（16 号様式）

のいずれかの書面を提出するか、会計責任者が余白に支出の目的を記載す

ることが必要です。

公共料金等を金融機関やコンビニエンスストアにおいて、払込取扱票等を用いて支払ったときに金融機関等から受領する書面（以下「払込金受領証」という。）に、支出の目的が記載されていない場合には、払込金受領証の写しに併せて、以下の書面の提出が必要になります。

① 金融機関において支払った場合

金融機関が発行した払込金受領証は、振込明細書に該当するので、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」（15号様式）を添付するか、「振込明細書に係る支出目的書」（16号様式）の添付又は会計責任者が余白に支出の目的を記載することが必要です。

② コンビニエンスストアで支払った場合

コンビニエンスストアが発行した払込金受領証は、振込明細書に該当しないので、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」（15号様式）を添付します。

収支報告書の様式は、東京都選挙管理委員会のホームページ（「政治団体/政治資金」→「政治資金規正法関係様式集」）に掲載しています。

(3) 収支報告書の提出期限

政治団体の会計責任者は、解散する場合を除き、毎年12月31日現在で、当該政治団体に係るその年（1月1日から12月31日まで）における収入、支出その他の事項を記載した報告書を、その翌日からの3月以内（3月31日（※1）まで）に東京都選挙管理委員会（全国団体は、東京都選挙管理委員会を經由して総務大臣）へ提出することが義務付けられています（規正法12条①）。

※1 国会議員関係政治団体は5月31日（規正法19条の10）

この間に、衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の期間がかかる場合には4月30日（※2）までとなります。また、提出期限の末日が土曜日又は日曜日の場合には月曜日が提出期限となります。

※2 国会議員関係政治団体は6月30日（規正法19条の10）

ア 収支報告書は、1年間、当該政治団体に収入及び支出がない場合でも次の様式を提出する必要があります。

①表紙（その1）、②収支の状況（その2）、③資産等の総括表（その17）及び④宣誓書（その20）

イ 政治団体が収支報告書を提出期限までに提出をせず、かつ、当該提出

期限までに前年分の収支報告書をも提出していない場合には、規正法 8 条の適用については、提出期限の翌日から、その団体は政治団体として届出のない団体とみなされます（規正法 17 条②）（41 ページ参照）。

したがって、その日以後当該団体は「政治活動（選挙運動を含む。）のために、いかなる名義をもってするを問わず、寄附を受け、又は支出をすることができない。」こととなります（規正法 8 条）。

4 収支報告書の公表

都道府県選挙管理委員会及び総務大臣は、特別の事情がある場合を除き、収支報告書を受理した年の 11 月 30 日までに、インターネットを利用する方法により収支報告書を公表します（規正法 20①）。この公表は、公表した日から 3 年を経過する日までの間継続して行います（規正法 20③）。

インターネットにより収支報告書が公表されている期間においては、何人も収支報告書、監査報告書及び確認書の窓口での閲覧及び写しの交付を請求することができます。なお、東京都選挙管理委員会に写しの交付を請求する場合は、東京都選挙管理委員会関係手数料条例で定める額の手数料を納付する必要があります。

なお、収支報告書が公表される前の収支報告書等や領収書等について、情報公開条例等に基づく開示の請求があっても、開示の決定を行わないものとされています。（規正法 20 条の 3 ①、③）

また、総務大臣は、オンラインで提出された政党本部・政治資金団体及び国会議員関係政治団体の収支報告書の情報については、収支報告書が公表されている期間中はデータベース（個人寄附者等に係る事項を除く。）を用いた公表も行うことになりました（規正法 20 条④）。データベース公表は令和 10 年 4 月 1 日までに開始することとされています。

5 個人寄附者等の住所の公表

（令和 9 年 1 月 1 日以降に提出される収支報告書より適用されます。）

収支報告書に記載された個人寄附者等の住所に係る部分をインターネットを利用する方法により公表するときは、都道府県、郡及び市区町村の名称に係る部分（外国の場合は、当該外国の国名）に限って公表されます（規正法 20 条③）。

ただし、当分の間、収支報告書がオンラインにより提出された場合に限り適用されます。収支報告書が書面により提出された場合、住所限定報告書が併せて提出されたときは、当該住所限定報告書を公表することとなっています。

※ 住所限定報告書とは、個人寄附者等の住所に係る記載のうち、都道府県、郡及び市区町村の名称に係る部分以外の部分の記載がない書面（字名・番地等以下の記載がない書面）で、当該部分を除いた記載内容が当該報告書（オンラインでなく紙で提出されたもの）の記載内容と同一であることをいいます。

会計帳簿や、収支報告書本体については住所を全て記載する必要があります。また、選挙管理委員会窓口による閲覧や写しの交付については、個人寄附者等の住所についても全て記載されたものが請求の対象となります。

6 収入簿・支出簿・運用簿の様式

第13号様式(規正規則第6条関係)

I 収入簿

項 目	摘 要	金 額	年 月 日	備 考
1 個人の負担する党費又は会費	1 何々 2 何々 …… 合 計			
2の1 寄附(政党匿名寄附を除く。)				
(1) 個人からの寄附	1 何々 2 何々 …… 小 計			
(2) 法人その他の団体からの寄附	1 何々 2 何々 …… 小 計			
(3) 政治団体からの寄附	1 何々 2 何々 …… 小 計 合 計			
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)				
(1) 個人によるもの	1 何々 2 何々 …… 小 計			
(2) 法人その他の団体によるもの	1 何々 2 何々 …… 小 計			
(3) 政治団体によるもの	1 何々 2 何々 …… 小 計 (合 計)			
2の2 政党匿名寄附	1 何々 2 何々 …… 合 計			
3 機関紙誌の発行その他の事業による収入				
(1) 機関紙誌の発行事業	1 何々 2 何々 …… 小 計			
(2) 政治資金パーティー開催事業	1 何々 2 何々 …… 小 計			
(政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳)				
ア 個人からの対価の支払	(1) 何々 ① 何々 ② 何々 ……			
イ 法人その他の団体からの対価の支払	① 何々 ② 何々 ……			
ウ 政治団体からの対価の支払	① 何々 ② 何々 …… 計			

項 目	摘 要	金 額	年 月 日	備 考	
(政治資金パーティーの対価に係る収入のうち 対価の支払のあっせんによるものの内訳) ア 個人によるもの イ 法人その他の団体によるもの ウ 政治団体によるもの (3) その他の事業 4 借入金 5 本部又は支部から供与された交付金に係る収入 6 その他の収入	① 何 々 ② 何 々 ……				
	① 何 々 ② 何 々 ……				
	① 何 々 ② 何 々 ……	(内訳の計)			
	(2) 何 々 ……	(内訳の計)			
	1 何 々 2 何 々 ……	小 計			
	合 計				
	1 何 々 2 何 々 ……	合 計			
	1 何 々 2 何 々 ……	合 計			
	1 何 々 2 何 々 ……	合 計			
	1 何 々 2 何 々 ……	合 計			
	収 入 の 総 額				

II 支出簿

支出の目的		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
項目	摘要				
1 経常経費					
(1) 人件費	1 何々 2 何々 合計				
(2) 光熱水費	1 何々 2 何々 合計				
(3) 備品・消耗品費	1 何々 2 何々 合計				
(4) 事務所費	1 何々 2 何々 合計 合 計				
2 政治活動費					
(1) 組織活動費	1 何々 2 何々 合計				
(2) 選挙関係費	1 何々 2 何々 合計				
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費 ア 機関紙誌の発行事業費	1 何々 2 何々 小 計				
イ 宣伝事業費	1 何々 2 何々 小 計 合 計				
ウ 政治資金パーティー開催事業費	1 何々 2 何々 小 計				
エ その他の事業費	1 何々 2 何々 小 計 合 計				

支出の目的		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
項目	摘要				
(4) 調査研究費	1 何々				
	2 何々				
	合計				
(5) 寄附・交付金	1 何々				
	2 何々				
	合計				
(6) その他の経費	1 何々				
	2 何々				
	合計				
支出の総額					

Ⅲ 運用簿

運用の目的		預入れ等に係る事項		払戻し等に係る事項			備考
項目	摘要	金額	年月日	金額 (a)	預入れ等にかかる金銭等の金額 (b)	収入金額 (a) - (b)	
1 預金又は貯金	1 何々						
	2 何々						
	合計						
2 国債証券等	1 何々						
	2 何々						
	合計						
3 金銭信託	1 何々						
	2 何々						
	合計						

7 収入簿・支出簿・運用簿の記載要領

I 収入簿

- (1) 収入簿には、この様式に定める区分に従い、全ての収入を記載すること。なお、適宜、分冊して作成し、又は、補助簿、日計表の類を使用しても差し支えないこと。
- (2) 収入とは、金銭、物品、不動産その他の財産上の利益の收受で、法第8条の3各号に掲げる方法による運用のために供与し、又は交付した金銭及び有価証券の当該運用に係る当該金銭等に相当する金銭等の收受以外のものをいう。

なお、金銭以外の財産上の利益にあつては、これを時価に見積った金額を記載するものとし、その根拠を「備考」欄に記載すること。
- (3) 全ての収入は、個人が負担する党費又は会費、寄附(法人その他の団体が負担する党費又は会費を含む。以下同じ。)、機関紙誌の発行その他の事業による収入、借入金、本部又は支部から供与された交付金に係る収入及びその他の収入に分類して記載すること。
- (4) 個人が負担する党費又は会費については、その件数、金額及び納入年月日を記載するものとし、その件数は、「摘要」欄に「甲他何名分」というように記載すること。
- (5) 寄附(政党匿名寄附(寄附のうち、法第22条の6第2項に規定する政党又は政治資金団体が街頭又は一般に公開される演説会若しくは集会の会場において受ける匿名の寄附で1件当たりの金額が千円以下のものをいう。以下同じ。))を除く。以下(7)を除き、1において同じ。))については、その寄附をした者の氏名、住所及び職業(団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下(6)において同じ。)、当該寄附の金額及び年月日を記載すること。また、寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定する日本法人をいう。イにおいて同じ。))であるときはその旨を、寄附者が国会議員関係政治団体であるときはその旨(寄附を受けた者が国会議員関係政治団体、政党又は政治資金団体である場合を除く。)を、併せて記載すること。なお、記載に当たっては、当該寄附を「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に区分し、寄附者別に次の例により記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
 - ア 個人からの寄附にあつては、寄附者の氏名を「摘要」欄に「甲野太郎」というように記載し、寄附者の住所及び職業を「備考」欄に「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号〇〇会館〇号室(会社役員)」というように記載すること。なお、特定寄附(法第19条の4に規定する寄附をいう。))については、個人からの寄附の項目に記載するものとし、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「摘要」欄に「㊟甲野太郎」というように記載すること。また、遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。
 - イ 法人その他の団体からの寄附については、寄附者の名称を「摘要」欄に「甲株式会社(乙支店)」、「丙労働組合」というように記載し、寄附者の主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を「備考」欄に「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号(甲野太郎)」というように記載すること。なお、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
 - ウ 政治団体からの寄附については、寄附者の名称を「摘要」欄に「甲政治団体」というように記載し、寄附者の主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を「備考」欄に「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号(甲野太郎)」というように記載すること。なお、国会議員関係政治団体以外の政治団体(政党及び政治資金団体を除く。)にあつては、国会議員関係政治団体からの寄附については、「備考」欄に「国会議員関係政治団体」というように記載すること。
- (6) 寄附のうち、寄附のあっせんをされたものについては、寄附のあっせんをした者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附のあっせんに係る寄附の金額、これを集めた期間及びこれが当該政治団体に提供された年月日を記載するものとし、記載の要領は、寄附のあっせん者の氏名を「摘要」欄に記載し、住所及び職業

並びに寄附を集めた期間を「備考」欄に記載すること。

- (7) 政党匿名寄附については、同一の日に同一の場所で受けた寄附ごとに、その金額の合計額並びに当該年月日及び場所を記載するものとし、当該場所を「備考」欄に「東京都千代田区〇〇町1丁目〇〇駅前街頭」、「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号〇〇会館〇〇の間」というように記載すること。
- (8) 機関紙誌の発行その他の事業による収入にあつては、その事業の種類並びに当該種類ごとの金額及び収入年月日を記載するものとし、記載の要領は、機関紙誌の発行事業及び政治資金パーティー開催事業にあつては、事業の種類を「摘要」欄に「甲機関紙」、「乙機関雑誌」、「甲政治資金パーティー開催事業」、「乙政治資金パーティー開催事業」というように細分した上で記載し、その他の事業にあつては、当該事業の内容を具体的に記載すること。また、政治資金パーティー開催事業について、他の政治団体と共同で開催した場合にあつては、その旨及び当該他の政治団体の名称を「備考」欄に記載すること。なお、政治資金パーティー開催事業の対価に係る収入の内訳を次により記載すること。
- ア 政治資金パーティーの対価に係る収入については、政治資金パーティーごとに、その名称、開催年月日、開催場所及び対価に係る収入の金額並びに対価の支払をした者の氏名、住所及び職業(対価の支払をした者が団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。イにおいて同じ。)並びに当該対価の支払に係る収入の金額及び年月日を記載すること。なお、当該対価の支払を「個人からの対価の支払」、「法人その他の団体からの対価の支払」又は「政治団体からの対価の支払」に区分し、対価の支払者別に次の例により記載すること。
- (ア) 個人からの対価の支払にあつては、対価の支払をした者の氏名を「摘要」欄に「甲野太郎」というように記載し、対価の支払をした者の住所及び職業を「備考」欄に「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号〇〇会館〇〇号室(会社役員)」というように記載すること。
- (イ) 法人その他の団体からの対価の支払については、対価の支払をした者の名称を「摘要」欄に「甲株式会社(乙支店)」、「丙労働組合」というように記載し、対価の支払をした者の主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を「備考」欄に「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号(甲野太郎)」というように記載すること。
- (ウ) 政治団体からの対価の支払については、対価の支払をした者の名称を「摘要」欄に「甲党(東京都支部)」というように記載し、対価の支払をした者の主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を「備考」欄に「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号(甲野太郎)」というように記載すること。
- イ 政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、対価の支払のあつせんをされたものについては、政治資金パーティーごとに、対価の支払のあつせんをした者の氏名、住所及び職業並びに当該対価の支払のあつせんに係る収入の金額、これを集めた期間及びこれが当該政治団体に提供された年月日を記載するものとし、記載の要領は、対価の支払のあつせん者の氏名を「摘要」欄に記載し、住所及び職業並びに対価の支払を集めた期間を「備考」欄に記載すること。
- (9) 借入金については、その借入先、当該借入先ごとの金額及び借入年月日を記載するものとし、借入先を「摘要」欄に「甲銀行(乙支店)」というように記載すること。
- (10) 当該政治団体の本部又は支部から供与された交付金に係る収入については、その本部又は支部の名称並びに当該交付金の金額及び供与を受けた年月日を記載するものとし、その本部又は支部の名称を「摘要」欄に「甲党乙支部」というように記載し、その本部又は支部の主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を「備考」欄に「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号(甲野太郎)」というように記載すること。
- (11) その他の収入については、その基因となった事実並びにその金額及び年月日を記載するものとし、その収入の基因となった事実を「摘要」欄に「甲銀行預金利子」、「乙発行債券譲渡益」、「金銭信託(丙信託銀行)運用益」というように記載すること。
- (12) 収入簿は、毎年12月31日(解散等の場合には、その日)現在で締め切り、会計責任者において署名押印すること。
- (13) 上記に掲げる事項以外の事項で会計責任者において必要と認めるものは、適宜、記載することができるものであること。

II 支出簿

- (1) 支出簿には、この様式に定める区分に従い、全ての支出(当該政治団体のためにその代表者又は会計責任者と意思を通じてされた支出を含む。)を記載すること。なお、適宜、分冊して作成し、又は、補助簿、日計表の類を使用しても差し支えないこと。
- (2) 支出とは、金銭、物品、不動産その他の財産上の利益の供与又は交付で、法第8条の3各号に掲げる方法による運用のためにする金銭及び有価証券の供与又は交付以外のものをいう。なお、金銭以外の財産上の利益にあつては、これを時価に見積った金額を記載するものとし、その根拠を「備考」欄に記載すること。
- (3) 全ての支出は、経常経費及び政治活動費に分類し、さらに経常経費にあつては、人件費、光熱水費、備品・消耗品費及び事務所費に分類し、政治活動費にあつては、組織活動費、選挙関係費、機関紙誌の発行その他の事業費、調査研究費、寄附・交付金及びその他の経費に分類して記載すること。
- (4) 全ての支出は、支出を受けた者の氏名(団体にあつては、その名称)を「支出を受けた者の氏名」欄に「甲野太郎」(団体にあつては、「乙製本株式会社(丙支店)」(当該政治団体の本部又は支部に対して交付金を供与した場合には、「⊗甲党乙支部」))というように記載し、支出を受けた者の住所(団体にあつては、その主たる事務所の所在地)を「備考」欄に「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号」というように記載すること。
- (5) 経常経費に係る支出は、次の分類基準により、当該項目ごとに、支出を受けた者の氏名及び住所(団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びにその支出の目的、金額及び年月日を記載すること。
 - ア 人件費 政治団体の職員(機関紙誌の発行その他の事業に従事する者を除く。)に支払われる給料、報酬、扶養手当・通勤手当・住居手当その他の諸手当の類及び健康保険料・労働保険料その他の各種保険料の類をいう。
 - イ 光熱水費 電気、ガス、水道の使用料及びこれらの計器使用料等をいう。
 - ウ 備品・消耗品費 机、椅子、ロッカー、複写機、自動車(事務所に限る。)等の備品の類及び事務所用紙、封筒、新聞、雑誌、ガソリン等の消耗品の類の購入費をいう。
 - エ 事務所費 事務所の借料損料(地代、家賃)、公租公課、火災保険料等の各種保険料、電話使用料、切手購入費、修繕料その他これらに類する経費で事務所の維持に通常必要とされるものをいう。
- (6) 政治活動費に係る支出は、次の分類基準により、当該項目ごとに、支出を受けた者の氏名及び住所(団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びにその支出の目的、金額及び年月日を記載すること。
 - ア 組織活動費 当該政治団体の組織活動に要する経費(選挙に関するものを除く。)で、例えば、大会費、行事費、組織対策費、渉外費、交際費の類をいう。
 - イ 選挙関係費 選挙に関して支出される経費で、例えば、公認推薦料、陣中見舞その他選挙に関して行われる政治活動に要する経費の類をいう。
 - ウ 機関紙誌の発行その他の事業費
 - (ア) 機関紙誌の発行事業費 機関紙誌の発行に従事する者に支払われる給与、材料費、印刷費、荷造発送費、原稿料その他機関紙誌の発行に要する経費をいう。
 - (イ) 宣伝事業費 機関紙誌の発行以外の政策の普及宣伝に要する経費(選挙に関するものを除く。)で、例えば、遊説費、新聞・ラジオ・テレビの広告料、ポスター・ビラ・パンフレットの作成費、宣伝用自動車の購入・維持費の類をいう。
 - (ウ) 政治資金パーティー開催事業費 政治資金パーティーの開催に要する経費で、例えば、会場借上費、記念品代、講演諸経費の類をいう。
 - (エ) その他の事業費 上記の(ア)、(イ)及び(ウ)以外の諸事業に要する経費をいう。
 - エ 調査研究費 政治活動のために行う調査研究に要する経費で、例えば、研修会費、資料費、書籍購入費、翻訳代の類をいう。
 - オ 寄附・交付金 政治活動に関する寄附、賛助金、当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金、負担金の類をいう。
 - カ その他の経費 その他上記以外の政治活動に要する経費をいう。
- (7) 支出簿は、毎年12月31日(解散等の場合には、その日)現在で締め切り、会計責任者において署名押印すること。

- (8) 上記に掲げる事項以外の事項で会計責任者において必要と認めるものは、適宜、記載することができるものであること。

Ⅲ 運用簿

- (1) 運用簿には、この様式に定める区分に従い、法第8条の3各号に掲げる方法による運用に関する事項を記載すること。
なお、適宜、分冊して作成し、又は、補助簿、日計表の類を使用しても差し支えないこと。
- (2) 運用とは、金銭等を法第8条の3各号に掲げる方法により他の財産の形態に変えることをいう。
- (3) 預入れ等に係る事項とは、預金(普通預金及び当座預金を除く。以下同じ。)又は貯金(普通貯金を除く。以下同じ。)の銀行その他の金融機関への預入れに係る事項、国債証券等(国債証券、地方債証券、政府保証債券(その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。))又は銀行、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券をいう。以下同じ。)の取得に係る事項及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の認可を受けた金融機関への金銭信託(元本補填の契約のあるものに限る。以下同じ。)に係る事項をいう。
- (4) 払戻し等に係る事項とは、預け入れた預金又は貯金の払戻しに係る事項、取得した国債証券等の譲渡又は償還に係る事項及び信託した金銭信託の信託終了に係る事項をいう。
- (5) 収入金額とは、払戻し等に係る金銭等の金額から預入れ等に係る金銭等の金額を差し引いた金額をいう。
- (6) 預金又は貯金については、これを預け入れたときは当該預金又は貯金の種類、預け入れた金融機関の名称及び所在地並びに預入れの金額及び年月日を記載するものとし、記載の要領は、当該預金又は貯金の種類を「摘要」欄に「定期預金(1年)」というように記載し、金融機関の名称及び所在地を「備考」欄に「甲銀行(乙支店)、東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号」というように記載すること。また、これの払戻しを受けたときは当該預金又は貯金の種類、払戻しを受けた金融機関の名称及び所在地並びに払戻しの金額、預入れの金額、収入金額及び年月日を記載するものとし、記載の要領は、当該預金又は貯金の種類を「摘要」欄に「定期預金(1年)」というように記載し、金融機関の名称及び所在地を「備考」欄に「甲銀行(乙支店)、東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号」というように記載すること。
- (7) 国債証券等については、これを取得したときは当該国債証券等の種類及び銘柄、取得先の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに取得の価額及び年月日を記載するものとし、記載の要領は、当該国債証券等の種類及び銘柄を「摘要」欄に「長期国債(10年)」というように記載し、取得先の氏名又は名称及び住所又は所在地を「備考」欄に「甲野太郎、東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号」、「甲銀行(乙支店)、東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号」というように記載すること。また、これを譲渡し、又は償還を受けたときは当該国債証券等の種類及び銘柄、譲渡先の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに譲渡の価額、取得の価額、収入金額及び年月日又は償還を受けた価額、取得の価額、収入金額及び年月日を記載するものとし、記載の要領は、当該国債証券等の種類及び銘柄を「摘要」欄に「長期国債(10年)」というように記載し、譲渡先の氏名又は名称及び住所又は所在地を「備考」欄に「甲野太郎、東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号」、「甲銀行(乙支店)、東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号」というように記載すること。
- (8) 金銭信託については、これを信託したときは当該金銭信託の受託者の名称及び所在地、信託した金銭の額並びに信託の設定年月日、期間及び種類を記載するものとし、記載の要領は、当該金銭信託の種類及び期間を「摘要」欄に「合同運用指定金銭信託(2年)」というように記載し、受託者の名称及び所在地を「備考」欄に「甲信託銀行(乙支店)、東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号」というように記載すること。また、これが終了したときは当該金銭信託の受託者の名称及び所在地、委託者に帰属した金銭の額、信託した金銭の額及び収入金額並びに信託の終了年月日、期間及び種類を記載するものとし、記載の要領は、当該金銭信託の種類及び期間を「摘要」欄に「合同運用指定金銭信託(2年)」というように記載し、受託者の名称及び所在地を「備考」欄に「甲信託銀行(乙支店)、東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号」というように記載すること。
- (9) 運用簿は、毎月12月31日(解散等の場合は、その日)現在で締め切り、会計責任者において署名押印すること。
- (10) 上記に掲げる事項以外の事項で会計責任者において必要と認めるものは、適宜、記載することができるものであること。